

1 ■028■ 強制採尿と人間の尊厳

2 ◎通信傍受と同じく、応用問題として強制採尿を検討しよう。

3 *強制採尿の定義は？

4
5 *処分の態様をイメージできるかな？

6
7 *明文規定がないことを確認。

8
9 ◎まず、利益侵害の質・程度がひどすぎるか否かについて。

10 *人間の尊厳を損なうものなので許されないという見解がある。

11 *判例は？

12 ・通常の搜索差押とは異なり、極めて強度の必要性を要件にしている点に注意

13
14
15
16 ■029■ 強制採尿と強制処分法定主義

17 ◎強制採尿が場合によっては許されるとして、根拠条文は？

18 *まず、実務の歴史を知ろう。判例が出る前の実務は、2つの法律上の処分を併せ持
19 つものと解釈し、2つの令状を併用していた。何令状と何令状？

20
21 *なんでそう解釈しなければならなかったのか？

22 ・前提として、身体検査と鑑定の定義、身体検査に関する規定、鑑定処分に関す
23 る規定を復習しておくといだろう。

24
25
26
27 *判例の解釈を正確に理解せよ。

28 ・通信傍受の時と同様、218VIをまたもや準用していることに注意。

29
30
31
32 ●強制採尿のための搜索差押令状には、強制採尿は医師をして医学的に相当と認められる
33 方法により行わせなければならない旨の条件の記載が不可欠である。(司)

34
35
36 ■030■ 採尿場所への強制連行と強制処分法定主義

37 ◎逮捕されていない被疑者を、強制採尿令状に基づき、採尿場所まで連行してよいか？

38 *もちろん、明文規定なし。

39 *判例の理由づけを正確に理解しておこう。

40
41
42
43 *あなたは自説をどう立てる？

44
45
46
47
48
49

1 ●被疑者Aは、自動車を運転中、横断歩道上の被害者に自車を衝突させて死亡させた。A
2 の支離滅裂な言動から、司法警察員は、薬物使用の疑いが生じたので、Aから尿を採取
3 するため、Aを事故現場から最寄りの病院まで連れていきたいのだが、Aはこれを拒否
4 している。この場合、Aの尿についての捜索差押許可状によって当該処分を直接行うこ
5 とができる。(ブ)

6 ●被疑者甲が覚せい剤を所持した事件で甲方を捜索した（差し押さえるべき物を覚せい剤
7 とする甲方に対する捜索差押許可状が発付されている）ところ、立会人である甲の支離
8 滅裂な言動から甲に覚せい剤使用の疑いが生じたので、司法警察員が、甲から尿を採取
9 するため、身柄を拘束されていない甲を甲方から採尿に適する最寄りの病院まで連れて
10 行くこと（甲は拒否している）は、当該捜索差押許可状によって許される。(司)

11
12
13 ■031■ 強制採血・嘔下物の採取

14 ◎強制採尿と同じように考えればよい。判例がない限り従来の運用を変えない実務の抵
15 抗？を感じよう。

17 ●被疑者Aは、自動車を運転中、横断歩道上の被害者に自車を衝突させて死亡させたが、
18 Aもけがをして病院に運ばれた。Aの様子を見たところ呼気が酒臭かったので、司法警
19 察員は、アルコール濃度を調べるため医師をして注射器を使用して血液を採取したい
20 のだが、Aはこれを拒否している。この場合、Aの血液についての鑑定処分許可状及び
21 Aの身体に対する身体検査令状によって当該処分を直接行うことができる。(ブ)